

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

相良村長 吉松 啓一

|                   |                                            |
|-------------------|--------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 相良村<br>(435104)                            |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 四浦地区<br>(藤田、野原、深水、大谷、田代、上初神、下初神、晴山、上下坂、平川) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年10月8日<br>(第1回)                         |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、相良村北部に位置する水田及び畑地帯で水稻、果樹、茶飼料用作物を中心に栽培している。
- ・当地区の農地の傾向として、一筆毎の農地が狭く、畔の傾斜も大きいため基盤整備が難しく、さらに農地へ向かうための農道も狭い箇所が多いため大型機械の導入ができず作業効率が悪い。
- ・山間部に位置する農地が多いため、鳥獣被害が特に深刻な地域である。
- ・担い手が少なく、後継者のいない農家が多い。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の基幹品目である水稻、飼料作物などの土地利用型作物及び茶、果樹を中心に作付していく。
- ・農作業の効率化を図るため、農作業受託組織の支援を受けながら作付を行う。
- ・中心経営体への農地集約・集積を検討していくうえで当地区内の全ての農地を中心経営体が担っていくことは困難であることから、地域外からの担い手等の受け入れを促進していく必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 60.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 60.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地等とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                               |
| 認定農業者を中心に集積・集約化に努め、入作を希望する隣接市町村からの入作希望者や村内地区外の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。               |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                               |
| 農地中間管理機構を活用して農地の貸借や売買に取り組み、担い手への農地の集積・集約化を進める。                                                 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                |
| 状況に応じて検討する。                                                                                    |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                           |
| 県、村、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、当地区での営農を希望する新規参入者等に対し、栽培技術の習得や農業機械の導入、農地の斡旋など営農開始に必要な取り組みを総合的に支援する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                            |
| 農作業の効率化及び農地の集積を図るため、水稻などの防除については、村内農作業受託組織への受託を進める。                                            |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                             |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨その他     |                               |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内から捕獲人材の確保・育成を進める。  
 ③ドローン防除をはじめとしたスマート農業技術を活用した受託組織への受託を進める。  
 ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し、適切な農地の維持管理を図る。